

# 仕 様 書

## 1 業務名

下水道賠償責任保険業務

## 2 被保険者

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

広島市長 松井 一實

## 3 保険期間

令和8年4月1日午後4時～令和9年4月1日午後4時

## 4 保険の目的

被保険者が管理する下水道（未供用のものも含む。）の構造上の欠陥（設置瑕疵）や管理上の不備による事故あるいは業務に伴う種々の作業の過失によって生じた事故（管理瑕疵）に起因して、他人（当事者である被保険者以外のすべての者）の生命、身体を害し（身体賠償）、あるいは他人の財物を滅失、き損、汚損（財物賠償）が発生した際、適切な補償を行うことを目的とする。

## 5 下水道の定義

本保険における下水道とは、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水又は雨水を排除するために設けられる排水管（市が所管する取付管含む。）、排水渠、下水道法および広島市下水道条例の適用を受けるその他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（被保険者が管理するし尿浄化槽を含む。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。

## 6 保険対象となる施設、設備及び業務

### (1) 施設、設備

被保険者が管理する下水道とその管理業務を遂行するにあたり使用管理するメンテナンス作業用機械装置、資材等の財物をいい、これら全部を一括して対象とする。

詳細な対象施設名称等については別紙のとおり。

### (2) 業務

被保険者の行う(1)の施設、設備の点検、清掃、補修等の維持管理業務をいい、下水道施設・設備の発注業務を含む。なお、施設、設備の新築、改築、大規模修理、取壊し、その他の工事に起因し、請負業者が負う賠償責任部分は対象外とする。

## 7 保険の構成

次の約款及び特約によって構成すること。

(1) (賠償責任保険) 普通保険約款

(2) 特約条項

(1)に加え、本保険内容に合うような特約条項を備えること。

## 8 補償内容

(1) 被害者に支払う損害賠償金

ア 身体賠償の場合

(ア) 治療費

(イ) 休業損失(死亡の場合は逸失利益)

(ウ) 慰謝料

イ 財物賠償の場合

(ア) 財物の滅失の場合は、滅失時の時価額

(イ) 財物のき損、汚損の場合は、原状を回復するに要する修理費(時価額を限度とする。)。修理不能の場合は、損失時の時価額

(2) 被害者に対する応急手当、緊急処理などに係る費用

(3) 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬

## 9 補償金額

(1) 身体賠償

ア 1名につき…………… 1億円

イ 1事故につき…………… 3億円

(2) 財物賠償

1事故につき…………… 3,000万円

(3) 免責金額

身体賠償及び財物賠償ともに1万円を上限とする。

## 10 免責事項

以下の事故等については賠償対象としない。

(1) 他人の生命若しくは身体を害さない場合あるいは財物の滅失、き損、汚損が生じない場合の事故

(2) 被保険者に賠償責任のない事故

(3) 被保険者の故意による事故

(4) 戦争、変乱、暴動、騒じょう又は労働争議に起因する事故

(5) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象によって生じた事故

(6) 被保険者が所有、使用又は管理する財物に対する賠償事故

(7) 被保険者の使用人が被保険者の業務従事中に被った身体障害によって生じた賠償事故

(8) 排水又は排気に起因する事故

- (9) 被保険者と他人との間に、損害賠償に関し特約がある場合、その特約によって加重された賠償責任
- (10) 下水道の新築、改築、大規模修理、取壊し、その他の工事に起因する賠償事故（ただし、メンテナンス作業に係る工事は除く。）
- (11) 航空機、昇降機、自動車（原動機付自転車を含む。）または施設外における船、車両、もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償事故
- (12) 下水道の工事請負人、その使用人又はその下請人並びにその使用人の身体障害に起因する賠償事故
- (13) 各種道路の滅失、き損若しくは汚損について、その道路に正当な権利を有する者に対する賠償責任
- (14) 土地の滅失、き損について、その土地に正当な権利を有する者に対する賠償責任

#### 11 その他（特記事項）

- (1) 本件契約は、本保険業務に係る予算の成立を条件とし、令和8年4月1日付けで契約を締結し、一括して保険料を支払い、精算は行わない。  
ただし、保険会社の不実による場合は、被保険者はこの契約を解除し、保険会社は、未経過期間に対し日割り計算した保険料を被保険者に返還することとする。
- (2) 本保険業務を行うための保険約款等の整備については、保険会社の判断にゆだねるところとする。  
ただし、本保険の目的をかんがみ、法令等を遵守した保険構成とすること。
- (3) 保険会社は、被保険者からの問い合わせ等に常時対応できる体制を取ること。なお、保険会社は、補償に係る事故確認や被害者との示談等について積極的に協力すること。
- (4) 保険内容及び手続等についての説明会等において、被保険者が求める場合には保険業務に精通した従業員を派遣すること。
- (5) 保険会社は、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨に基づき、この業務の履行中に知り得た個人情報等プライバシーに関する情報について、業務の履行以外に使用しないとともに、適切な管理を行うこととする。
- (6) 本仕様書に定めのないものについては、被保険者と保険会社が協議の上、決定する。